

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

税務署受付印										※整理番号						
令和 年 月 日 税務署長殿										住所又は本店の所在地		〒				
										(フリガナ)						
										氏名又は名称						
										法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。 				
										(フリガナ)						
										代表者氏名						
次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。																
給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。										〒					
											電話 — —					
	申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕										月 区 分	支 給 人 員		支 給 額		
											年 月	外 人		外 円		
											年 月	外 人		外 円		
											年 月	外 人		外 円		
											年 月	外 人		外 円		
											年 月	外 人		外 円		
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																
2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日																
税 理 士 署 名																
※税務署 処理欄	部門		決 算 期		業種 番号		番号		入力		名簿		通 信 日付印	年 月 日	確認	

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

- (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

- (2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例)	申請書を提出した	(給与等)		(納期限)
	月が 2 月中の場合	2 月支給分	→	3 月 10 日まで
		3 月～6 月支給分	→	7 月 10 日まで

- (3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

- (4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

(支給期間)		(納期限)
1 月～6 月支給分	→	7 月 10 日まで
7 月～12 月支給分	→	翌年 1 月 20 日まで

- (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意願います。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には申請者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。
- (2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。
- (3) 「申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前 6 か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。
この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。
- (4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。
- (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。